

## 令和元年度 定例監査実施結果（上期分）

### 1 監査実施機関数

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
総合政策部	5			5
オリンピック・パラリンピック推進局	1			1
県民生活部	7			7
リニア交通局	2			2
総務部	8			8
防災局	2			2
福祉保健部	7			7
子育て支援局	2			2
森林環境部	8	4		12
エネルギー局	1			1
産業労働部	7			7
観光部	4		1	5
農政部	9	4		13
県土整備部	15	6		21
出納局	3			3
企業局	2	4		6
教育委員会	9			9
議会事務局	1			1
行政委員会	3			3
警察本部	29			29
合計	125	18	1	144

### 2 監査対象期間

平成30年度

### 3 監査の実施期間

平成31年4月18日～令和元年9月6日

### 4 監査の方法

定例監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿、証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

定例監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項(以下「重点事項」という。)を定めて監査を実施しており、今年度は「現金収納事務は、適切に行われているか。」を重点事項として実施した。

### 5 監査結果処理区分

定例監査結果は、次のとおり区分した。

区分	摘 要
指摘事項	法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
指導事項	指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
注意事項	不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

## 6 処理方法

指摘事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。また、監査対象機関等に対しては、文書で通知のうえ処理状況の回答を求め、その回答内容についても公表する。

注意事項については、監査対象機関等に文書で通知する。

## 7 監査の結果

財務に関する事務及び工事の執行全般について、概ね適正に処理されていたが、一部改善を要する事項が認められた。

監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項とした区分の集計は、下表のとおりである。

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項											0
指導事項		40	1	10	6	20	6	1	2		86
注意事項		1	8	6	5	3	10	1	2		36
合計	0	41	9	16	11	23	16	2	4	0	122

(参考:昨年度上期との比較)

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項											0
指導事項			▲ 8	6	▲ 2	3	1		▲ 4	▲ 2	▲ 6
注意事項		▲ 3	3	1	2	1	▲ 2	▲ 2	▲ 17	▲ 1	▲ 18
合計	0	▲ 3	▲ 5	7	0	4	▲ 1	▲ 2	▲ 21	▲ 3	▲ 24

## 8 監査実施機関ごとの監査の結果

別紙1のとおりである。

## 9 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、提出する意見は、次のとおりである。

なお、意見の内容については、必要があると認められるときは、監査実施機関に文書で通知し、その回答内容についても公表する。

### (1) 監査実施機関への意見

別紙2のとおりである。

実施機関毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象機関	総合政策部 政策企画課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年8月1日、8月26日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	総合政策部 秘書課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年8月1日、8月26日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	総合政策部 広聴広報課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月31日、8月26日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 2件（契約1、物品1）</p> <p>1）単価契約である次の契約書について、違約金条項の記載が単価契約のものとなっていなかった。</p> <p>①県広報誌ふれあい特集号配布業務契約書</p> <p>②県政トーク対話内容のテープ反訳業務契約書</p> <p>2）県ホームページシステム保守・運用業務委託契約により、契約業者から提供を受け職員が使用するクライアント端末は、占有物品であるが、財務規則第168条に定める占有物品受入調書が作成されていなかった。</p> <p><b>(注意事項)</b> なし</p>	

監査対象機関	総合政策部 地域創生・人口対策課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年8月2日、8月26日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	総合政策部 外国人材受入支援課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月7日、8月26日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	オリンピック・パラリンピック推進局 オリンピック・パラリンピック推進課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年8月2日、8月26日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	県民生活部 県民生活・男女参画課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月3日、8月2日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし <b>(指導事項)</b> なし <b>(注意事項)</b> 2件 (給与2)	

監査対象機関	県民生活部 北富士演習場対策課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月4日、8月2日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	県民生活部 統計調査課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月8日、8月2日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし <b>(指導事項)</b> なし <b>(注意事項)</b> 1件 (物品1)	

監査対象機関	県民生活部 消費生活安全課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月23日、8月2日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	県民生活部 生涯学習文化課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月5日、8月2日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし <b>(指導事項)</b> 1件 (物品1) 1) 占有期間が経過した占有物品について、財務規則第168条に定める払出調書が作成されていないものがあった。	

**(注意事項)** なし

監査対象機関	県民生活部 世界遺産富士山課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月19日、8月2日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	県民生活部 私学・科学振興課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月10日、8月2日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	リニア交通局 リニア推進課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月4日、7月12日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし <b>(指導事項)</b> 1件 (契約1) 1) 委託契約書について、次のとおり不備があった。 ①やまなしリニアフェス開催業務委託契約書において、契約保証金を免除していたが、契約解除に伴う違約金条項が設けられていなかった。 ②リニア見学センター展示車両内フォトスポット整備業務委託契約書において、受託者のセキュリティ責任者及び業務従事者を書面で報告することと定めているが、書面による報告が行われていなかった。また、条項について、番号が連番となっていなかった。 <b>(注意事項)</b> 1件 (給与1)	

監査対象機関	リニア交通局 交通政策課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月6日、7月12日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	総務部 人事課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月10日、8月21日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし <b>(指導事項)</b> 1件 (給与1) 1) 現金支給に係る職員の年末調整還付金と追給分が給与資金前渡口座に滞留し、支給が遅延していた。 <b>(注意事項)</b> なし	

監査対象機関	総務部 職員厚生課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月31日、8月21日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>    恩給の過払金</p> <p>    過年度分 先数 1件 668,200円</p> <p><b>(注意事項)</b> なし</p>	

監査対象機関	総務部 財政課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月31日、8月21日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	総務部 税務課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年8月2日、8月21日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	総務部 財産管理課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月30日、8月21日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	総務部 行政経営管理課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月26日、8月21日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	総務部 市町村課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月31日、8月21日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	総務部 情報政策課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年8月1日、8月21日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	防災局 防災危機管理課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月6日、7月12日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 2件 (財産2)</p> <p>1) 出捐による権利に係る公有財産台帳において、出捐先の名称(法人格)が変更されていたが、公有財産事務取扱規則第50条第1項に定める移動報告が行われていなかった。</p> <p>2) 行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超える場合は、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていないものがあった。</p> <p><b>(注意事項)</b> 1件 (給与1)</p>	

監査対象機関	防災局 消防保安課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月19日、7月12日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	福祉保健部 福祉保健総務課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月2日、7月19日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	福祉保健部 健康長寿推進課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月4日、7月19日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①高齢者居室等整備資金償還金 過年度分 先数 13件 12,437,430円</p> <p>②高齢者居室等整備資金利子収入 過年度分 先数 13件 2,175,844円</p> <p><b>(注意事項)</b> なし</p>	

監査対象機関	福祉保健部 国保援護課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月24日、7月19日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	福祉保健部 障害福祉課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月25日、7月19日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①児童措置費負担金</p> <p>過年度分 先数1件 18,290円</p> <p>②児童福祉総務費負担金 (短期入所食費負担分)</p> <p>過年度分 先数3件 26,412円</p> <p>③児童福祉総務費負担金 (心身障害者扶養共済掛金)</p> <p>過年度分 先数1件 383,500円</p> <p>④在宅重度心身障害者居室整備資金償還金元金</p> <p>過年度分 先数10件 9,738,620円</p> <p>⑤在宅重度心身障害者居室整備資金利子収入</p> <p>過年度分 先数10件 1,391,978円</p> <p>⑥重度心身障害者医療費貸付金償還金元金</p> <p>過年度分 1,130,065円 平成30年度分 314,155円</p> <p>合計 先数31件 1,444,220円</p> <p>⑦重度心身障害者医療費貸付金償還金延滞金</p> <p>過年度分 1,373円 平成30年度分 3,915円</p> <p>合計 先数3件 5,288円</p> <p><b>(注意事項)</b> 1件 (契約1)</p>	

監査対象機関	福祉保健部 医務課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月28日、7月19日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①看護職員修学資金貸付金償還金</p> <p>過年度分 3,460,900円 平成30年度分 657,950円</p> <p>合計 先数16件 4,118,850円</p> <p>②医師修学資金貸付金償還金</p> <p>過年度分 先数1件 1,570,000円</p> <p><b>(注意事項)</b> なし</p>	



監査対象機関	福祉保健部 衛生薬務課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月24日、7月19日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	福祉保健部 健康増進課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月26日、7月19日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	子育て支援局 子育て政策課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年8月6日、8月23日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	子育て支援局 子ども福祉課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年8月8日、8月23日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 2件（収入1、契約1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p style="padding-left: 20px;">[一般会計]</p> <p style="padding-left: 40px;">①児童福祉施設入所児童保護者負担金 過年度分 18,029,357円 平成30年度分 5,704,167円 合計 先数151件 23,733,524円</p> <p style="padding-left: 40px;">②雑入（児童扶養手当の過払金等の返納金） 過年度分 4,117,150円 平成30年度分 195,330円 合計 先数19件 4,312,480円</p> <p style="padding-left: 40px;">③母子福祉費負担金（ひとり親家庭等日常生活支援事業） 平成30年度分 先数1件 770円</p> <p style="padding-left: 20px;">[母子父子寡婦福祉資金特別会計]</p> <p style="padding-left: 40px;">①母子福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 2,128,344円 平成30年度分 16,833円 合計 先数6件 2,145,177円</p> <p style="padding-left: 40px;">②母子福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分 先数1件 53,276円</p> <p style="padding-left: 40px;">③母子福祉資金貸付金償還金（違約金） 過年度分 先数4件 197,568円</p> <p>2) 単価契約であるデータエントリー業務委託契約書において、違約金条項の記載が単価契約のものとなっていなかった。</p> <p><b>(注意事項)</b> なし</p>	

監査対象機関	森林環境部 森林環境総務課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月18日、7月18日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 2件（給与2）</p> <p>1) 平成31年3月分の週休日の振替の届出及び承認が4月に行われているものについて、当該週休日の勤務に係る時間外勤務手当（25/100）が支給されていなかった。</p> <p>2) バス利用者における通勤手当の認定において、定期券等が発行されている場合は、経済的かつ合理的なものを運賃等の額の算出の基礎とすべきところ、最も経済的なゴールド定期券により通勤しているにもかかわらず、それによる認定が行われていなかった。</p> <p>また、通勤届の「乗車券等の種類」などが記載されていないまま、通勤手当額が決定されていた。</p> <p><b>(注意事項)</b> なし</p>	

監査対象機関	森林環境部 大気水質保全課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月20日、7月18日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 2件（収入1、支出1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>大気常時監視自動計測機器の製造販売業者による独占禁止法違反事件に係る損害賠償金 過年度分 先数1件 150,000円</p> <p>2) 自動口座振替による電気料3月分の支払いにおいて、資金前渡額と口座振替額の差が生じ、れい入を行っているが、手書きの前渡資金出納書・精算書が作成されていなかった。</p> <p><b>(注意事項)</b> 2件（支出1、契約1）</p>	

監査対象機関	森林環境部 環境整備課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月18日、7月18日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 1件（収入1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用 過年度分 先数3件 198,721,373円</p> <p>②廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用に係る延滞金 過年度分 先数10件 1,800,500円</p> <p><b>(注意事項)</b> 1件（重点事項1）</p>	

監査対象機関	森林環境部 みどり自然課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月20日、7月18日
監査の結果	

<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 1件 (物品1)</p> <p>1) 山梨県鳥獣保護区等位置図の作成において、請書及び仕様書に納入場所として5箇所が指定されているが、すべての納品がみどり自然課に一括納入されており、契約で定めた履行条件が実施されていなかった。</p> <p><b>(注意事項)</b> 1件 (契約1)</p>
--

監査対象機関	森林環境部 森林整備課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月21日、7月18日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>雑入 (土砂の不法投棄に係る不当利得の返還請求)</p> <p>過年度分 先数 1件 33,286,050円</p> <p><b>(注意事項)</b> なし</p>	

監査対象機関	森林環境部 林業振興課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月20日、7月18日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>[一般会計]</p> <p>①林業構造改善事業費補助金返還金</p> <p>過年度分 先数 1件 14,807,804円</p> <p>②林業構造改善事業費補助金返還金延納利息</p> <p>過年度分 先数 1件 150,852円</p> <p>[林業・木材産業改善資金特別会計]</p> <p>①林業・木材産業改善資金貸付金償還金</p> <p>過年度分 先数 3件 22,219,000円</p> <p>②林業・木材産業改善資金貸付金償還金違約金</p> <p>過年度分 725,582円 平成30年度分 664,285円</p> <p>合計 先数 3件 1,389,867円</p> <p><b>(注意事項)</b> 2件 (支出1、物品1)</p>	

監査対象機関	森林環境部 県有林課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月21日、7月18日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 2件 (収入1、財産1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>「清里の森」別荘地の建物収去・土地明け渡し請求訴訟に係る建物強制収去経費</p> <p>過年度分 先数 2件 7,743,225円</p>	

2) 恩賜県有財産使用料の算定について、恩賜県有財産管理条例第20条の2の規定により、使用料の免除要件に該当する事案が複数あったが、同一条件にもかかわらず、免除されていないものがあった。

**(注意事項)** 1件(物品1)

監査対象機関	森林環境部 治山林道課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月21日、7月18日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	森林環境部 中北林務環境事務所
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年5月13日～15日、6月27日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 1件(収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>[一般会計]</p> <p>① 工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 1件 14,317円</p> <p>[恩賜県有財産特別会計]</p> <p>① 土地貸付料 過年度分 25,169,207円 平成30年度分 7,609,808円 合計 先数 28件 32,779,015円</p> <p>② 違約金及び延滞利息 過年度分 2,075,784円 平成30年度分 23,508円 合計 先数 18件 2,099,292円</p> <p>③ 雑入(和解に基づく滞納貸付料の納入に係る利息、清里の森別荘地の未払賃料、損害金及び延滞違約金の支払請求訴訟に係る損害金) 過年度分 先数 2件 3,339,368円</p> <p><b>(注意事項)</b> なし</p>	

監査対象機関	森林環境部 峡東林務環境事務所								
監査対象期間	平成30年度								
監査実施日	令和元年5月7日～8日、6月7日								
監査の結果									
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 2件(収入1、物品1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>公正入札違約金</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%;">過年度分</td> <td style="width: 35%;">72,366,210円</td> <td style="width: 35%;">平成30年度分</td> <td style="width: 15%;">153,647,550円</td> </tr> <tr> <td>合計 先数 5件</td> <td colspan="3">226,013,760円</td> </tr> </table> <p>2) 郵便切手の管理・保管において、2円切手及び事務所宛の年賀はがきで当選したお年玉切手シートが、帳簿で管理されていない状態で金庫に保管されていた。また、その中から使用されているものがあった。</p>		過年度分	72,366,210円	平成30年度分	153,647,550円	合計 先数 5件	226,013,760円		
過年度分	72,366,210円	平成30年度分	153,647,550円						
合計 先数 5件	226,013,760円								

(注意事項) 2件 (財産2)

監査対象機関	森林環境部 峡南林務環境事務所
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年5月8日～10日、6月6日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 1件 (収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 工事契約解除に伴う違約金及び前払金返還利息 平成30年度分 先数1件 157,958円 (注意事項) 1件 (物品1)</p>	

監査対象機関	森林環境部 富士・東部林務環境事務所
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年5月8日～9日、7月8日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 2件 (収入2) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 工事契約解除に伴う違約金 過年度分 先数1件 113,400円 2) 歳入について、振替命令書を作成した際に入力誤りがあり調定が二重になっていたため、財務会計システムのデータ上未収金が生じていた。 調定額 4,540,024円 収入済額 2,270,944円 未収金 2,269,080円 (注意事項) なし</p>	

監査対象機関	エネルギー局 エネルギー政策課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月6日、8月2日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 1件 (給与1) 1) 育児休業中の配偶者に係る扶養親族の認定(前機関)について、育児休業開始から向こう1年間の所得見込みが所得限度額以上であった場合、育児休業に係る子が1歳に達し育児休業手当金の支給が終了した日の翌日から向こう1年間の所得が所得限度額に達しないと見込まれる場合に扶養親族として認定すべきところ、1歳に達する前の育児休業手当金支給中に認定が行われていた。 (注意事項) 1件 (契約1)</p>	

監査対象機関	産業労働部 産業政策課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月12日、8月8日
監査の結果	

<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 2件(給与1、財産1)</p> <p>1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあつた。</p> <p>2) 行政財産の目的外使用許可において、許可期間が1年を超えている場合には、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていないものがあつた。</p> <p><b>(注意事項)</b> なし</p>
---

監査対象機関	産業労働部 商業振興金融課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月19日、8月8日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 1件(収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p> <p>① 中小企業高度化資金貸付金償還金 過年度分 先数 1件 85,142,670円</p> <p>② 小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金 過年度分 先数 3件 12,166,000円</p> <p><b>(注意事項)</b> なし</p>	

監査対象機関	産業労働部 新事業・経営革新支援課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月10日、8月8日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 1件(収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p> <p>創造技術研究開発費補助金の交付決定一部取消処分に伴う補助金返還金 過年度分 先数 1件 1,550,000円</p> <p><b>(注意事項)</b> 2件(支出1、契約1)</p>	

監査対象機関	産業労働部 地域産業振興課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月7日、8月8日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	

監査対象機関	産業労働部 企業立地・支援課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月10日、8月8日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> なし</p> <p><b>(注意事項)</b> 1件(財産1)</p>	

監査対象機関	産業労働部 労政雇用課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月7日、8月8日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし  (指導事項) 1件 (収入1)  1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。  緊急雇用創出事業に係る不当事項により県が被った損害の賠償金  過年度分 先数 1件 17,228,546円  (注意事項) なし</p>	

監査対象機関	産業労働部 産業人材育成課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月7日、8月8日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	観光部 観光企画課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月17日、7月10日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし  (指導事項) なし  (注意事項) 1件 (給与1)</p>	

監査対象機関	観光部 観光プロモーション課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月13日、7月10日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし  (指導事項) 1件 (契約1)  1) 業務委託契約書に次のとおり不備があった。  ①契約保証金を免除しているが、契約解除に伴う違約金条項が設けられていなかった。(やまなし大使名刺印刷に関する業務)  ②契約書に「個人情報取扱特記事項」が添付されていなかった。(同上)  ③委託業務内容を記載した仕様書が添付されていなかった。(富士の国やまなし観光PR強化事業)  (注意事項) なし</p>	

監査対象機関	観光部 観光資源課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月4日、7月10日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし  (指導事項) 1件 (財産1)</p>	

1) 富士山五合目休憩舎の取壊し及び借受土地の返還に係る公有財産移動報告は行われていたが、当該土地に残る水路及び舗装の所管換えに係る公有財産事務取扱規則第50条第1項による公有財産移動報告が行われていなかった。

**(注意事項)** 1件(収入1)

監査対象機関	観光部 国際観光交流課 (パスポートセンター)
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月17日、7月10日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	農政部 農政総務課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月30日、9月6日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	農政部 農村振興課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月26日、9月6日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし <b>(指導事項)</b> 1件(収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 雑入(緊急雇用創出事業に係る委託料返還金) 過年度分 先数 1件 19,253,750円 <b>(注意事項)</b> なし	

監査対象機関	農政部 果樹・6次産業振興課(販売・輸出支援室)
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月24日、9月6日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	農政部 畜産課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月24日、9月6日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	農政部 花き農水産課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月23日、9月6日



監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	農政部 農業技術課（担い手・農地対策室）
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月23日、9月6日
監査の結果	
<p><b>（指摘事項）</b> なし</p> <p><b>（指導事項）</b> 1件（収入1）</p> <p>1）歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①農業改良資金貸付金償還金 過年度分 先数 12件 117,157,635円</p> <p>②農業改良資金貸付金違約金 過年度分 先数 15件 21,335,157円</p> <p><b>（注意事項）</b> なし</p>	

監査対象機関	農政部 耕地課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月1日、9月6日
監査の結果	
<p><b>（指摘事項）</b> なし</p> <p><b>（指導事項）</b> 1件（物品1）</p> <p>1）農業農村整備事業標準積算システム関連機器等の借入について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書が作成されていなかった。</p> <p><b>（注意事項）</b> なし</p>	

監査対象機関	農政部 中北農務事務所
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	平成31年4月18日～19日、令和元年6月11日
監査の結果	
<p><b>（指摘事項）</b> なし</p> <p><b>（指導事項）</b> 1件（財産1）</p> <p>1）取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 116筆</p> <p><b>（注意事項）</b> なし</p>	

監査対象機関	農政部 峡東農務事務所
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	平成31年4月23日～25日、令和元年6月7日
監査の結果	
<p><b>（指摘事項）</b> なし</p> <p><b>（指導事項）</b> 3件（収入1、財産2）</p> <p>1）歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p>	

公正入札違約金			
過年度分	113,791,250円	平成30年度分	73,188,378円
合計 先数 8件	186,979,628円		
2) 取得用地に未登記のものがあつた。			
過年度分	192筆	平成30年度分	93筆 合計 285筆
3) 土地改良財産の使用許可において、土地改良財産使用許可処理要領第11条に、「許可期間終了後引き続き許可を受けようとする者は、申請書を使用許可期間終了前30日までに知事に報告しなければならない」と定めているが、申請書の提出日が遅延しているものがあつた。			
<b>(注意事項)</b> 1件(物品1)			

監査対象機関	農政部 峽南農務事務所
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年5月28日～29日、7月3日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 1件(財産1)	
1) 取得用地に未登記のものがあつた。	
過年度分	168筆 平成30年度分 93筆 合計261筆
<b>(注意事項)</b> なし	

監査対象機関	農政部 富士・東部農務事務所
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	平成31年4月24日～26日、令和元年6月4日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 1件(財産1)	
1) 取得用地に未登記のものがあつた。	
過年度分	6筆 平成30年度分 9筆 合計 15筆
<b>(注意事項)</b> なし	

監査対象機関	県土整備部 県土整備総務課(景観づくり推進室、建設業対策室)
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月16日、8月26日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 1件(給与1)	
1) 通勤手当の確認において、駐車料金が減額されているにもかかわらず、通勤届が提出されていないものがあり、人事給与システムによる修正及びれい入処理は行われていたものの、通勤手当認定簿による支給額の改定が行われていなかった。	
<b>(注意事項)</b> 2件(支出2)	

監査対象機関	県土整備部 用地課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月17日、8月6日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	県土整備部 技術管理課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月17日、8月6日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	県土整備部 道路整備課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月16日、8月6日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし <b>(指導事項)</b> 1件 (収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 公正入札違約金 平成30年度分 先数1件 72,848,160円 <b>(注意事項)</b> なし	

監査対象機関	県土整備部 高速道路推進課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月16日、8月6日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	県土整備部 道路管理課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月12日、8月6日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	県土整備部 治水課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月12日、8月6日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし <b>(指導事項)</b> 1件 (収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①河川工事等原因者負担金 過年度分 先数1件 35,373,622円 ②雑入 (土砂の不法投棄に係る不当利得の返還請求) 過年度分 先数1件 122,630,985円 ③雑入 (違約金及び延納利息)	

平成30年度分 先数 1件 28,329,210円 <b>(注意事項)</b> なし
---

監査対象機関	県土整備部 砂防課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月23日、8月26日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	県土整備部 都市計画課（下水道室）
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月12日、8月6日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし <b>(指導事項)</b> 2件（収入1、財産1） 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①公正入札違約金 平成30年度分 先数 1件 22,889,580円 ②公園負担金 平成30年度分 先数 1件 42,921,589円 2) 緑が丘スポーツ公園用地貸付について、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がされていなかった。 <b>(注意事項)</b> なし	

監査対象機関	県土整備部 建築住宅課（住宅対策室）
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月19日、8月6日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし <b>(指導事項)</b> 1件（収入1） 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①県営住宅使用料 過年度分 341,160,885円 平成30年度分 31,910,040円 合計 先数 970件 373,070,925円 ②県営住宅駐車場使用料 過年度分 2,342,100円 平成30年度分 1,692,600円 合計 先数 202件 4,034,700円 ③県営住宅破損賠償金 過年度分 先数 23件 500,090円 ④県営住宅無断退去者に係る退去修繕費 過年度分 先数 15件 1,414,150円 ⑤県営住宅明渡し不履行損害賠償金 過年度分 先数 4件 1,641,366円 <b>(注意事項)</b> なし	

監査対象機関	県土整備部 営繕課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月23日、8月26日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	県土整備部 中北建設事務所（本所）
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年5月20日～22日、6月28日
監査の結果	
<p><b>（指摘事項）</b> なし</p> <p><b>（指導事項）</b> 3件（収入2、財産1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①河川使用料 過年度分 先数 1件 13,169円</p> <p>②工事契約解除違約金及び前払金返還利息 過年度分 34,356円 平成30年度分 783,059円 合計 先数 3件 817,415円</p> <p>③雑入（用地買収代金の返還を求めたもの） 過年度分 先数 1件 1,334,000円</p> <p>④道路使用料 平成30年度分 先数 1件 116円</p> <p>2) 工事契約解除違約金及び前払金返還利息に係る延滞債権管理簿において、平成30年度の収入についての記載が行われておらず、残額の記載が相違しているものがあつた。</p> <p>3) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 76筆 平成30年度分 71筆 合計 147筆</p> <p><b>（注意事項）</b> なし</p>	

監査対象機関	県土整備部 中北建設事務所（峡北支所）
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年5月16日～17日、6月27日
監査の結果	
<p><b>（指摘事項）</b> なし</p> <p><b>（指導事項）</b> 4件（収入2、財産1、契約1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 工事契約解除違約金及び前払金返還利息 過年度分 1,145,556円 平成30年度分 383,853円 合計 先数 2件 1,529,409円</p> <p>2) 立木売買契約において、契約書第5条第1項で「乙（契約の相手方）は、立木搬出作業終了時点で立木搬出撤去完了届を提出するものとする。」としているが、完了届が提出されていなかった。また、同条第2項で「乙は、甲（山梨県知事）から物品の引き渡しを受けたときは、甲に物品の受領証の交付又は受領印の押印をするものとする。」としているが、行われていなかった。</p> <p>3) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 165筆 平成30年度分 8筆 合計 173筆</p> <p>4) 県道北杜八ヶ岳公園線に付随する公衆便所及び駐車場の清掃業務委託契約書において、乙（契</p>	

約の相手方)は業務管理者を定めて書面をもって甲(中北建設事務所長)に通知することとしているが、通知がされていなかった。

(注意事項)なし

監査対象機関	県土整備部 峡東建設事務所
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年5月21日～23日、7月2日
監査の結果	
<p>(指摘事項)なし</p> <p>(指導事項)2件(収入1、財産1)</p> <p>1)歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①河川使用料</p> <p>過年度分 8,976円 平成30年度分 390円</p> <p>合計 先数 2件 9,366円</p> <p>②工事契約解除に伴う違約金及び延納利息</p> <p>過年度分 先数 3件 805,397円</p> <p>③工事請負契約に係る公正入札違約金</p> <p>過年度分 85,480,290円 平成30年度分 75,952,380円</p> <p>合計 先数 6件 161,432,670円</p> <p>2)取得用地に未登記のものがあつた。</p> <p>過年度分 221筆 平成30年度分 49筆 合計 270筆</p> <p>(注意事項)3件(支出1、契約2)</p>	

監査対象機関	県土整備部 峡南建設事務所
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年5月23日～24日、7月3日
監査の結果	
<p>(指摘事項)なし</p> <p>(指導事項)2件(収入1、財産1)</p> <p>1)歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p> <p>①河川使用料</p> <p>過年度分 1,807,236円 平成30年度分 97,390円</p> <p>合計 先数 6件 1,904,626円</p> <p>②延滞金</p> <p>過年度分 先数 1件 144,030円</p> <p>③工事契約解除に伴う前払金返還利息</p> <p>過年度分 先数 3件 423,466円</p> <p>2)取得用地に未登記のものがあつた。</p> <p>過年度分 700筆</p> <p>(注意事項)2件(工事1、重点事項1)</p>	

監査対象機関	県土整備部 富士・東部建設事務所(本所)
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年5月29日～31日、7月8日
監査の結果	
<p>(指摘事項)なし</p> <p>(指導事項)4件(収入1、給与2、財産1)</p>	

<p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①道路使用料 過年度分 先数 1件 10,560円</p> <p>②工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 1件 31,636円</p> <p>2) 月60時間超の時間外勤務に係る実績の人事給与システムへの入力において、支給割合の区分を誤り(150/100で入力すべきところを125/100で入力等)、時間外勤務手当を過少に支給していたものがあった。</p> <p>3) 社会保険料に係る雑部金の出納に誤りがあり、残高に過不足が生じていた。</p> <p>4) 取得用地に未登記のものがあった。 過年度分 442筆 平成30年度分 17筆 合計 459筆</p> <p><b>(注意事項)</b> 1件(給与1)</p>
--

監査対象機関	県土整備部 富士・東部建設事務所(吉田支所)
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年5月27日~28日、7月9日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 2件(財産1、重点事項1)</p> <p>1) 取得用地に未登記のものがあった。 過年度分 193筆 平成30年度分 14筆 合計 207筆</p> <p>2) 行政文書の写しの交付に係る現金収納事務において、現金領収簿の書損の用紙は、簿冊のその箇所に残しておかなければならないとされているが、4枚複写のうち現金領収書及び現金領収済通知書について、簿冊に残された書損の用紙に綴られていないものがあった。</p> <p><b>(注意事項)</b> なし</p>	

監査対象機関	出納局 会計課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年8月9日、8月30日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 1件(重点事項1)</p> <p>1) 直接収納の取扱いについて、現金領収簿の受払は、現金領収簿受払簿により会計管理者が管理することとされているが、現金領収簿受払簿が作成されていなかった。</p> <p><b>(注意事項)</b> なし</p>	

監査対象機関	出納局 管理課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年8月9日、8月30日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> なし</p> <p><b>(注意事項)</b> 1件(契約1)</p>	

監査対象機関	出納局 工事検査課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年8月9日、8月30日

監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	企業局 総務課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月26日～27日、7月29日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 3件（収入1、財産1、物品1）</p> <p>1) 地域振興事業会計の営業収益について、次のとおり納期限までに納付されていない未収金が生じていた。</p> <p>丘の公園施設利用料</p> <p>平成30年度分 先数 1件 13,500,000円</p> <p>2) 企業局財務規程第102条第1項において、無形固定資産の減価償却は、当該帳簿原価の百分の百に達するまで行うと定められているが、電気事業会計において平成30年度に取得したCADソフトなど無形固定資産の固定資産台帳において、償却区分が95%までとされており、減価償却額が相違しているものがあつた。</p> <p>3) 地域振興事業会計の平成30年度に取得した全自動飲用水滅菌装置の勘定科目について、機械装置にすべきところ、備品に区分されていた。</p> <p><b>(注意事項)</b> なし</p>	

監査対象機関	企業局 電気課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月26日～27日、7月29日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	企業局 発電総合制御所
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年5月14日、6月11日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 1件（給与1）</p> <p>1) 住居手当の認定において、契約関係の変更が住居届の提出要件となっており、賃借物件の契約当事者である貸主の変更が生じていたが、住居届が提出されておらず、認定されていないものがあつた。</p> <p><b>(注意事項)</b> なし</p>	

監査対象機関	企業局 早川水系発電管理事務所
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年5月31日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 1件（工事1）</p> <p>1) 奈良田第一・第二発電所導水路補修工事において、変更契約内容が山梨県公共事業ポータル</p>	



サイトで公表されていなかった。  
**(注意事項)** なし

監査対象機関	企業局 笛吹川水系発電管理事務所
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年5月15日、7月2日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	企業局 石和温泉管理事務所
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年5月31日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし <b>(指導事項)</b> 1件 (収入1) 1) 営業収益について、次のとおり納期限までに納付されていない未収金が生じていた。 温泉供給収益収入 過年度分                    13,622,422 円                    平成30年度分                    3,474,796 円 合計 先数 34件    17,097,218 円 <b>(注意事項)</b> 1件 (契約1)	

監査対象機関	教育庁 総務課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月11日、8月19日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし <b>(指導事項)</b> なし <b>(注意事項)</b> 2件 (支出1、契約1)	

監査対象機関	教育庁 福利給与課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月10日、8月19日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし <b>(指導事項)</b> 1件 (契約1) 1) 単価契約である複写サービス提供契約書において、予定数量及び設置機種が記載されていなかった。また、契約解除に関する違約金条項が単価契約のものとなっていなかった。 <b>(注意事項)</b> なし	

監査対象機関	教育庁 学校施設課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月16日、8月19日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	教育庁 義務教育課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月18日、8月19日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	教育庁 高校教育課																								
監査対象期間	平成30年度																								
監査実施日	令和元年7月31日、8月19日																								
監査の結果																									
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 3件 (収入3)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①教育奨励資金貸付金償還金</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">過年度分</td> <td style="width: 35%;">13,653,570円</td> <td style="width: 15%;">平成30年度分</td> <td style="width: 35%;">620,600円</td> </tr> <tr> <td>合計 先数 45件</td> <td>14,274,170円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>②地域改善対策高等学校等奨学資金返還金</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">過年度分</td> <td style="width: 35%;">19,386,842円</td> <td style="width: 15%;">平成30年度分</td> <td style="width: 35%;">572,250円</td> </tr> <tr> <td>合計 先数 33件</td> <td>19,959,092円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>③定時制課程等就学奨励金返還金</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">過年度分</td> <td style="width: 35%;">711,000円</td> <td style="width: 15%;">平成30年度分</td> <td style="width: 35%;">28,000円</td> </tr> <tr> <td>合計 先数 9件</td> <td>739,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2) 教育奨励資金貸付金の台帳に記載されている債権のうち2件について、貸付を確認できる書類が保存されていなかった。</p> <p>3) 地域改善対策高等学校等奨学資金について、奨学資金借用書が提出されていないものが34件あった。</p> <p><b>(注意事項)</b> 1件 (支出1)</p>		過年度分	13,653,570円	平成30年度分	620,600円	合計 先数 45件	14,274,170円			過年度分	19,386,842円	平成30年度分	572,250円	合計 先数 33件	19,959,092円			過年度分	711,000円	平成30年度分	28,000円	合計 先数 9件	739,000円		
過年度分	13,653,570円	平成30年度分	620,600円																						
合計 先数 45件	14,274,170円																								
過年度分	19,386,842円	平成30年度分	572,250円																						
合計 先数 33件	19,959,092円																								
過年度分	711,000円	平成30年度分	28,000円																						
合計 先数 9件	739,000円																								

監査対象機関	教育庁 高校改革・特別支援教育課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月30日、8月19日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	教育庁 社会教育課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月9日、8月19日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 2件 (収入1、財産1)</p> <p>1) 山梨ことぶき勸学院学習費 (過年度分) に、710,000円の収入未済があった。</p> <p>2) 行政財産の目的外使用許可において、許可期間が1年を超えている場合には、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていないものがあった。</p> <p><b>(注意事項)</b> なし</p>	

監査対象機関	教育庁 スポーツ健康課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月11日、8月19日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 1件 (財産1)</p> <p>1) 公有財産事務取扱規則第50条に規定する次の移動報告が行われていなかった。</p> <p>①土地の分筆作業に伴う地番と地積の変更</p> <p>②境川自転車競技場敷地用地のための土地貸付期間の更新</p> <p><b>(注意事項)</b> なし</p>	

監査対象機関	教育庁 学術文化財課
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月12日、8月19日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	議会事務局
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年8月6日、8月8日、8月23日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 2件 (収入1、給与1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①政務調査費返還金</p> <p>過年度分 先数 1件 1,484,250円</p> <p>②政務活動費返還金に係る延滞金</p> <p>平成30年度分 先数 1件 4,056円</p> <p>2) 児童手当について、職権に基づく支給額の改定処理において、児童手当事務取扱要領第5条に定める額改定通知書の作成及び受給者への交付が行われていないものがあり、また、当該改定分については、改定後の支給額が受給者台帳に記入されていなかった。</p> <p><b>(注意事項)</b> なし</p>	

監査対象機関	人事委員会事務局
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月13日、7月10日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
監査対象機関	監査委員事務局
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月10日、8月23日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	労働委員会事務局
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年6月13日、7月12日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	警察本部
監査対象期間	平成30年度
監査実施日	令和元年7月24日～25日、8月7日、8月23日
監査の結果	
<p><b>(指摘事項)</b> なし</p> <p><b>(指導事項)</b> 1件(収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>① 放置違反金</p> <p>過年度分 先数 2件 33,000円</p> <p>② 放置違反金に係る延滞金</p> <p>過年度分 先数 1件 2,500円</p> <p><b>(注意事項)</b> なし</p>	

監査対象機関	教育庁 社会教育課
意見	ゆずりはら青少年自然の里使用料収納事務委託契約において、指定管理者に使用料の収納を委託しているが、山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例第 12 条に「前納しなければならない」と規定されている使用料について、前納されていない事案が見受けられた。事務の効率性、利用者の利便性の向上に鑑み、適切な処理方法を検討されたい。